

## 2017年中国法院における10大知的財産案件

1. 広東加多宝飲料食品有限公司 vs 広州王老吉大健康産業有限公司、広州医薬集団有限公司の知名商品の特有包装、装飾の無断使用紛争案件2件（最高人民法院（2015）民三終字第2、3号民事判決書）
2. 西峡龍成特種材料有限公司 vs 榆林市知識産権局、陝西煤業化工集団神木天元化工有限公司の専利権侵害紛争行政処理事件〔最高人民法院（2017）最高法行再84号行政判決書〕
3. 福州米廠 vs 五常市金福泰農業股份有限公司、福建新華都総合百貨有限公司福州金山大景城支店、福建新華都総合百貨有限公司の商標権侵害紛争案件〔最高人民法院（2016）最高法民再374号民事判決書〕
4. 国家知識産権局専利復審委員会 vs 北京万生薬業有限責任公司、第一三共株式会社の発明専利権無効行政紛争案件〔最高人民法院（2016）最高法行再41号行政判決書〕
5. 商務印書館有限公司 vs 華語教学出版社有限責任公司の商標権侵害及び不正競争紛争案件〔北京知的財産法院（2016）京73民初277号民事判決書〕
6. 瀋韋寧、瀋丹燕、瀋邁衡 vs 南京經典拍賣有限公司、張暉の著作権帰属、著作権侵害紛争案件〔江蘇省南京市中級人民法院（2017）蘇01民終8048号民事判決書〕
7. 捷豹路虎（ジャガーランドローバー）有限公司 vs 広州市奮力食品有限公司、万明政の商標権侵害紛争案件〔広東省高級人民法院（2017）粵民終633号民事判決書〕
8. 四川中正科技有限公司 vs 広西チワン族自治区博白県農業科学研究所、王騰金、劉振卓、四川中昇科技種業有限公司の植物新品種権侵害紛争案件〔広西チワン族自治区高級人民法院（2017）桂民終95号民事判決書〕
9. 鶴壁市反光材料有限公司 vs 宋俊超、鶴壁睿明特科技有限公司、李建発の営業秘密侵害紛争案件〔河南省高級人民法院（2016）豫民終347号民事判決書〕
10. 北京易查無限信息技術有限公司、于東による著作権侵害罪案件〔上海市浦東新区人民法院（2015）浦刑（知）初字第12号刑事判決書〕

## 2017年中国法院における10大知的財産案件の概要

### 1. 王老吉 vs 加多宝の知名商品の特有包装、装飾紛争案件

広東加多宝飲料食品有限公司 vs 広州王老吉大健康産業有限公司、広州医薬集団有限公司の知名商品の特有包装、装飾の無断使用紛争案件2件〔最高人民法院（2015）民三終字第2、3号民事判決書〕

【案件摘要】2012年7月6日、広州医薬集団有限公司（以下、「広薬集団」という）と広東加多宝飲料食品有限公司（以下、「加多宝社」という）はそれぞれ法院に訴訟を提起し、双方とも「紅罐王老吉涼茶」という知名商品の特有包装、装飾の権益を享有すると主張し、これを元に相手が生産、販売する紅罐涼茶商品の包装、装飾は権利侵害を構成すると非難した。第一審法院は、『紅罐王老吉涼茶』の包装、装飾の権益保有者は広薬集団であり、広州王老吉大健康産業有限公司（以下、「大健康社」という）が広薬集団のライセンスを得て生産、販売する紅罐涼茶は権利侵害を構成せず、加多宝社は係争包装、装飾の権益を保有しないため、その生産、販売する一面が『王老吉』、一面が『加多宝』の紅罐涼茶も、両面が『加多宝』の紅罐涼茶も権利侵害を構成する」と判定した。第一審法院は、これに基づき加多宝社が権利侵害行為をやめ、声明を掲載し影響を除去するとともに、広薬集団に対し1.5億元の経済損失と26万元の合理的な権利保護費用を賠償する判決を下し、加多宝社の訴訟請求を棄却した。加多宝社は2案件の第一審判決に不服があり、最高人民法院に控訴を提起した。最高人民法院は終審判決で、本案件における知名商品は「紅罐王老吉涼茶」であり、紅罐王老吉涼茶製品の缶における「黄色の王老吉文字、赤地等の色彩、図案及びその組み合わせ等の構成部分を含む内容全体」は、知名商品の特有の包装、装飾であると判定した。広薬集団も加多宝社も紅罐王老吉涼茶の特有の包装、装飾について権益を保有すると主張したが、これに対し最高人民法院は紅罐王老吉涼茶のプロフィール、双方の協力背景、消費者の認知及び公平原則に対する配慮を合わせ、広薬集団及びその前身も、加多宝社及びその関連企業も、係争特有包装、装飾の権益の形成、発展やのれん作りに、それぞれ積極的な作用を發揮したため、係争特有包装、装飾の権益をいずれか一方の当事者に帰属すると判決するのは、明らかに不公平な結果につながり、社会公衆の利益を損なう恐れがあるため、係争知名商品の特有の包装、装飾の権益は、誠実信用の原則に従い、消費者の認知を尊重するとともに、他人の合法的権益を害しないことを前提に、広薬集団と加多宝社が共同で保有することができると判定した。これによると、広薬集団と加多宝社が相手の生産、販売する紅罐涼茶製品は他人の知名商品の特有の包装、装飾に対する無断使用を構成すると相互に非難し合う主張は、いずれも成立せず、広薬集団と加多宝社の訴訟請求を全て棄却した。

【典型的意義】最高人民法院による王老吉と加多宝の包装、装飾紛争案件2件の公開的審理、判決は、マスコミ、社会公衆から大きく注目を集めた。2案件の判決後、人民日報、中央テレビ局、新華社等の主流メディアは速やかに報道した。世論は、最高人民法院の判決は「法治によりウィンウィンを得る」、「司法の知恵」を目立たせたと高く評価した。国内外メディアは、本案件判決の類似案件の裁判に対する指導作用を強く認め、本案件は重大なベンチマークになると考えた。また、判決は「異なる財産権を同等に保護する」とい

う積極的なシグナルを釈放し、業界の絶えまない発展を推進し、社会各界に認可された。なお、2 案件の判決結果は双方当事者からの尊重を得て、法律効果と社会効果の統一を実現した。

## 2. 「榆林局」専利権侵害紛争の行政処理案件

西峡龍成特種材料有限公司 vs 榆林市知識産権局、陝西煤業化工集団神木天元化工有限公司の専利権侵害紛争行政処理案件〔最高人民法院（2017）最高法行再 84 号行政判決書〕

【案件摘要】西峡龍成特種材料有限公司（以下、「西峡社」という）は、陝西煤業化工集団神木天元化工有限公司（以下、「天元社」という）の製造、使用した設備が西峡社の「内煤外熱式石炭物質分解設備」の実用新案専利権（即ち係争専利）を侵害したとして、榆林市知識産権局（以下、「榆林局」という）に行政処理を請求した。2015 年 9 月 1 日、榆林局は榆知法処字〔2015〕9 号「専利権侵害紛争案件処理決定書」（以下、「被告行政決定」という）を下し、天元社が係争専利に対する権利侵害を構成しないと認定した。被告行政決定合議体メンバーは宝鷄市知識産権局の職員苟紅東を含むが、苟紅東を係争紛争の行政処理に参加させる公文書は無く、榆林局の口頭審理調書に苟紅東の正式な身分及びその合議体への参加理由を西峡社、天元社に告知したことを記載しなかった。また、榆林局は係争専利権侵害紛争を 2 回口頭審理したが、2 回目の口頭審理をした時に当事者に告知した合議体メンバーは被告行政決定書に署名した合議体メンバーと異なった。西峡社は被告行政決定に不服があり、行政訴訟を提起した。第一審法院は、「行政法執行者の部門内での配置は、行政機関の内部行為で、内部交流制度に違反しない。榆林局は現在人手不足で、陝西省知識産権局の指示を仰いでから、宝鷄市知識産権局の職員を引き抜いて案件の処理に参加させたのは、不適正がなく、被告行政決定は法定手続きに違反していない。被告行政決定の権利侵害という実体問題に対する認定も不適正がない」と判定し、西峡社の訴訟請求を棄却すると判決した。西峡社はこれに対し不服があり、控訴を提起した。第二審法院は控訴を棄却し、原判決を維持した。西峡社は依然不服があり、最高人民法院に再審を申請した。最高人民法院は本案件を提審した後、被告行政決定は法定手続きに違反し、取消すべきであると判断した。第一、榆林局は民事主体の係争専利に関わる権利侵害紛争を平等に処理する時、実は中に立って裁決する地位にあり、慎重、適正、公開、平等の手続き原則に従うべきであったが、合議体メンバーが明らかに変更された状況において、被告行政決定書に署名したのは、法定手続きに対する重大で、明らかな違反を構成した。第二、被告行政決定を下した榆林局合議体は同局の専利行政法執行資格を有する職員によって構成しなければならない。さもなければ、行政法執行の手続きの適正性と厳肅性を保証することができず、行政法執行活動の適正化に不利であるうえ、行政法執行の責任強化にも不利である。榆林局が提出した陝西省知識産権局協調保護処のいわゆる返答は、同処が当該局の指導者向けの内部請求であり、文書番号も、押印もなく、国家知識産権局専利管理司の陝西省知識産権局向けの「個別案件における法執行者の配置に関する返信」は被告行政決定日より遅く、内容から見れば本案件と直接な関連性がなく、苟紅東が被告行政決定の合議体に参加する合法、有効な根拠になることはできない。第三、榆林局は口頭審理時に苟紅東の具体的な身分及び合議体参加の理由を当事者に告知したと主張したが、その提出した証拠はその主張を証明することができず、当事者が合議体メンバーの身分を認可

するかどうかは、被告行政行為の手続きが合法的であるかを評価する前提と要件にならない。従って、楡林局と天元社の「西峽社は合議体メンバーに異議を持たなかったため、手続きは合法的である」という主張は成立しない。

【典型的意義】本案件は専利行政法執行における手続き違法の認定と処理に関わる。最高人民法院は本案件において、「明確に変更された合議体メンバーが被告行政決定書に署名したのは、実質上『審理者は裁決せず、裁決者は審理しなかった』ことに相当し、法定手続きに対する深刻な違反を構成した。原則として、被告行政決定を下した合議体は当該行政機関の専利行政法執行資格を有する職員によって構成する。別地方の法執行者を配置する場合でも、正式で、完備な公文書手続きを履行しなければならない」と明確にした。本案件の判決は行政機関の法による行政を大きく適正化させ、それを促進し、知的財産に対する司法保護の主導的作用を目立たせ、「知的財産裁判分野の改革革新強化の若干問題に関する意見」で規定した「知的財産行政行為に対する司法審査の強化」を十分に徹底する典型的な事例であり、知的財産分野の法治建設の推進及び科学技術革新の法治環境の改善にとって重要な意義がある。

### 3. 「稻花香」商標権侵害紛争案件

福州米廠 vs 五常市金福泰農業股份有限公司、福建新華都総合百貨有限公司福州金山大景城支店、福建新華都総合百貨有限公司の商標権侵害紛争案件〔最高人民法院（2016）最高法民再 374 号民事判決書〕

【案件摘要】福州米廠は第 1298859 号「稻花香 DAOHUAXIANG」登録商標（即ち係争商標）の専用権者である。係争商標は 1998 年 3 月に登録され、1999 年 7 月 28 日に登録を許可されたもので、指定商品は第 30 類米である。2009 年 3 月 18 日、黒龍江省農作物品種審定委員会が発行した「黒龍江省農作物品種審定証書」の記載によると、品種名称は「五優稻 4 号」、元のコードは「稻花香 2 号」であり、普及地域は黒龍江省五常市の平野の自然流入による灌漑区である。同品種は地域試験と生産試験を経て、優良品種普及条件に適合し、2009 年より普及品種にすると決定した。2014 年 2 月 18 日、福州米廠は公証手続きを経て、福建新華都総合百貨有限公司福州金山大景城支店（以下、「大景城支店」という）で、五常市金福泰農業股份有限公司（以下、「五常社」という）が生産、販売した「喬家大院稻花香米」を 1 袋購入した。米実物の包装袋の正面の中央位置に、大きい文字で「稻花香（中空文字、黒地）DAOHUAXIANG」と表記した。福州米廠は、五常社が生産、販売し、大景城支店、新華都社が販売した被告権利侵害製品は福州米廠の商標権を侵害するとして、訴訟を提起した。第一審法院は、「稻花香」は一般名を構成せず、五常社は許諾を得ず、製品の包装袋に係争商標と非常に類似する標識を使用したのは、消費者を誤認させる恐れがあり、係争商標の権利を侵害したと判断した。これに基づき、五常社、大景城支店、新華都社の行為は権利侵害を構成すると認定した。第二審法院は、「五常市の特定の地理的栽培環境に基づき生まれた『稻花香』米は広く認められた一般名に該当する。五常社はその生産、販売する米製品の包装に『稻花香』文字及びピンインで米の品種の出处を表明する行為は、主観的な視点から善意によるもので、客観的に混同や誤認をもたらしていないため、正当な使用に該当すべきである」と判断し、第一審判決を破棄すると改めて判決し、福州米廠の全ての訴訟請求を棄却した。福州米廠は不服があり、最高人民法院に再審を申

請した。最高人民法院は本案件を提審した後、「五常社には『稻花香』は法定の一般名に該当すると証明する証拠がなく、農作物品種審定弁法で規定した一般名は商標法における一般名の意味と完全に同一であるわけではなく、審定公告の名称のみを根拠に、同名称は商標法における一般名に該当すると認定することはできない。審定公告の元コードは『稻花香』ではなく、『稻花香2号』であり、係争商標権が先に登録された状況において、『稻花香』は法定一般名であると直接証明することはできない」と判断した。最高人民法院はこれにより第二審判決を取り消し、第一審判決を維持すると判決した。

【典型的意義】本案件は登録商標専用権と品種名との関係、一般名の判断基準等に関連する。本案件の関わる「稻花香2号」は我が国の米の主要生産地黒龍江五常地域の優れた米の品種であり、案件の審理は業界から広く注目され、処理結果は「稻花香2号」という米品種の正常な生産経営活動及び市場秩序の規範化に直接関連する。最高人民法院は法定一般名と一般に認められた一般名の判断基準、及び登録商標専用権と品種名との区別と関連性等、商標法における一部の重要な法律問題に対する解釈を通して、このような案件の裁判基準を明確にし、登録商標権者と品種名使用者との間の利益関係のバランスをうまく取り、商標権を充分保護するとともに、公平で、規則正しい市場競争秩序を守った。

#### 4. 「マーカッシュクレーム」 専利無効行政紛争案件

国家知識産権局専利復審委員会 vs 北京万生薬業有限責任公司、第一三共株式会社の発明専利権無効行政紛争案件〔最高人民法院(2016)最高法行再41号行政判決書〕

【案件摘要】第一三共株式会社は「高血圧症の治療や予防に用いる薬物の組み合わせ物の調製方法」という発明専利（即ち係争専利）の権利者である。係争専利の請求項はマーカッシュ方式で記載されている。北京万生薬業有限責任公司（以下、「万生社」という）は、係争専利が進歩性を有しない等として国家知識産権局専利復審委員会（以下、「専利復審委員会」という）に無効宣告を請求した。2010年8月30日、第一三共株式会社は特許請求の範囲について以下の補正を行った。請求項1の「または、それは薬用の塩若しくはエステルに用いることができる」の中の「若しくはエステル」を削除した。請求項1のR4定義における「1~6の炭素原子を有するアルキル」を削除した。請求項1のR5定義におけるカルボキシルと式COOR5a以外のその他の技術方案を削除した。専利復審委員会は口頭審理において、請求項1の中の「若しくはエステル」を削除する補正を認めたが、その他の補正が専利法実施細則第68条の関連規定に適合しないため、その補正文書を受け入れられないと第一三共株式会社に通知した。第一三共株式会社と万生社はこれに対し異議はなかった。2011年1月14日、第一三共株式会社は請求項1の「若しくはエステル」を削除した補正後の特許請求の範囲の差し替えページを提出した。専利復審委員会は第16266号無効宣告請求審査決定（以下、「第16266号決定」という）を下し、係争専利の請求項1が証拠1と比較して自明のものではなく、進歩性を有し、専利法第22条第3項の規定に適合すると判断した。これに基づき、第一三共株式会社が2011年1月14日に提出した補正文書を元に、係争専利権の有効を維持した。万生社はこれに対し不服があり、行政訴訟を提起した。第一審法院は、「専利復審委員会が専利法実施細則第68条の規定に適合しないとして第一三共株式会社が2010年8月30日に提出した補正文書を受け入れなかったのは、不適正ではない。係争専利の請求項1は証拠1と比較して自明のものでは

なく、進歩性を有する」と判定し、第 16266 号決定を維持すると判決した。万生社はこれに対し不服があり、控訴を提起した。第二審法院は、「マーカッシュクレームは並列技術方案の特殊タイプに該当し、第一三共株式会社が 2010 年 8 月 30 日に提出した補正文書は係争専利権の保護範囲を縮小したもので、専利法実施細則第 68 条第 1 項の規定に適合する。係争専利の請求項のカバーする 1 つの具体的な実施例の効果は先行技術の証拠 1 における実施例 329 の技術効果に相当するため、係争専利の請求項 1 は予想できない技術効果を取得しておらず、進歩性を有しないと判断し、第一審判決と第 16266 号決定を取消すと判決し、専利復審委員会に改めて決定を下すよう命令した。専利復審委員会は不服があり、最高人民法院に再審を申請した。最高人民法院は本案件を提審すると裁定した後、第二審判決を取り消し、第一審判決を維持すると判決した。最高人民法院は、「マーカッシュ方式で記載した化合物の特許請求の範囲は、多くの化合物の集合ではなく、総括的な技術方案と理解されるべきである。マーカッシュクレームに対する補正を認める原則は、補正により新性能や役割を有する 1 種類または単一の化合物を生じさせてはならないことであるが、同時に個別要素も充分考慮しなければならない。マーカッシュ方式で記載する化合物の特許請求の範囲の進歩性判断は、進歩性判断の基本方法、即ち専利審査指南で規定した「三步法」に従わなければならない。予想できない技術効果は進歩性判断の補助的要素である。通常、「三步法」を省略して予想できない技術効果を有することを直接適用して専利出願が進歩性を有するか判断するのは、適宜ではない。

【典型的意義】本案件はマーカッシュクレームの性質、無効手続きにおける補正原則及び進歩性の判断方法等に関連する。マーカッシュクレームは化学医薬発明専利分野の相対的に特別な特許請求の範囲の記載方式であり、その特有な総括機能により、当該分野での運用はますます広くなる。マーカッシュクレームの性質、補正原則及び進歩性判断基準等の問題は、直接数多くの化学医薬類専利技術方案の出願と権利付与に影響するものとして、昔から産業界及び学术界に高く注目されてきた。最高人民法院は、本案件において、マーカッシュクレームの性質は化合物集合性質ではなく総括的な技術方案であり、マーカッシュクレームの補正は新性能や役割を有する 1 つまたは単一の化合物を生じさせないことを基本条件とすべきであって、マーカッシュ方式で記載する化合物の特許請求の範囲の進歩性判断は「三步法」に従わなければならないと明確にした。本案件による上記の重要な法律、規則に対する明確化は、化学医薬分野の専利願書の作成と審査にとって指導的な意義がある。

## 5. 「新華字典」商標権侵害及び不正競争紛争案件

商務印書館有限公司 vs 華語教学出版社有限責任公司の商標権侵害及び不正競争紛争案件 [北京知的財産法院 (2016) 京 73 民初 277 号民事判決書]

【案件摘要】1957 年から現在にかけて、商務印書館有限公司 (以下、「商務印書館」という) は「新華字典」の通行本を第 11 版まで出版し続けてきた。2010-2015 年、商務印書館が出版した「新華字典」の辞書類図書市場での平均市場シェアは 50% を超えた。2016 年まで、商務印書館が出版した「新華字典」のグローバルでの発行数は 5.67 億冊を超え、「最人気字典」ギネス世界記録及び「ベストセラー本 (定期的に改訂)」ギネス世界記録等多数の榮譽を獲得した。商務印書館は訴訟を提起し、華語教学出版社有限責任公司 (以

下、「華語出版社」という)による「新華字典」の生産、販売行為が商務印書館の「新華字典」という未登録馳名商標を侵害し、華語出版社による商務印書館「新華字典」(第11版)という知名商標の特有包装、装飾の使用行為が不正競争を構成したと主張し、法院にその商標権侵害及び不正競争行為を直ちにやめ、影響を除去するとともに、経済損失を賠償すると判決するよう請求した。第一審法院は、『新華字典』は特定のプロフィール、発展過程及び長期にわたる唯一の提供主体及び客観的な市場構成があり、製品とブランドの混合属性を保持する商品名称であり、関係消費者の中で安定的な認知関連性を形成しており、商品の出所を示す意義と作用があり、商標としての顕著な特徴を有する。『新華字典』は全国範囲で関連公衆に広く知られており、大きな影響力と高い知名度を獲得したため、『新華字典』を未登録馳名商標に認定することができる。華語出版社が字典に『新華字典』を使用するのは、他人の未登録馳名商標を複製する権利侵害行為を構成する。『新華字典』(第11版)の使用する装飾で体现する文字、図案、色彩及びその組み合わせは商品の出処を識別、区別する作用を有し、特有性を有する。華語出版社は辞典製品に類似の装飾設計を使用し、充分関連公衆に商品の出処を混同、誤認させかねなく、反不正競争法第5条第(2)項で規定した不正競争行為を構成する」と判断した。第一審法院はこれに基づき、華語出版社は直ちに侵害行為をやめ、影響を除去するとともに、商務印書館に対し300万元の経済損失及び27万元の合理的な支出を賠償すると判決した。

【典型的意義】本案件は未登録馳名商標保護に関わる典型的な事例であり、事実認定、法律適用及び利益平衡等複雑な問題に関連する。本案件で、「新華字典」みたいに製品とブランドの混合属性を同時に有する商品名称は商標としての顕著な特徴を有するかどうかの裁判基準を確立した。関連公衆の「新華字典」に対する認知度、「新華字典」の使用の継続期間、販売数、宣伝範囲及び保護を受けた記録等様々な要素を考慮し、原告商務印書館の「新華字典」は未登録馳名商標に当たると認定した。「新華字典」に未登録馳名商標保護を与えると同時に、出版業界の正常な経営管理秩序、知識・文化の伝播促進との間の関係のバランスを重視する。判決において、商標法の商標独占使用権に対する保護の範囲は商標をつけた商品ではなく、商標自体であると明記したため、商務印書館に与えた「新華字典」商標の独占使用権利は、字典類辞書を出版する専有権ではなく、辞書業界の独占をもたらすことはない。商標保護を与える方式により、商標権者が商品の品質保障の法定義務及び知識伝播の社会責任を一層負うよう促し、出版業界の規範化、規則正しい発展を促進するのに有益である。

## 6. 「茅盾手稿」著作権紛争案件

潘韋寧、潘丹燕、潘邁衡 vs 南京經典拍賣有限公司、張暉の著作権帰属、著作権侵害紛争案件〔江蘇省南京市中級人民法院(2017)蘇01民終8048号民事判決書〕

【案件摘要】茅盾氏は1958年に毛筆で創作した評論文「最近の短編小説」を雑誌に投稿した。同文章の文字内容は「人民文学」1958年第6回に公表された。以降、その手稿は張暉に保管されてきた。2013年11月13日、張暉は南京經典拍賣有限公司(以下、「經典拍賣社」という)に係争手稿を含む複数物品のオークションを委託した。2013年12月30日、經典拍賣社はデジカメで撮影した係争手稿のHDデジタル写真をアップロードし、同社のウェブサイトとマイクロブログにおいて、図とテキストを合わせた形で手稿を宣伝、

紹介した。公衆は經典拍賣社のウェブサイトを開覧する時、係争手稿の全貌を読めるし、ホームページの虫眼鏡機能を通して手稿の各ページの局所の詳細を観察することもできる。プレビュー段階において、經典拍賣社は係争作品の原本を展示し、訪問者に係争競売品を掲載しているパンフレットを提供した。2014年1月5日、係争手稿は經典拍賣社の2013年の秋のオークションの中国書画イベントで競売され、第三者は1050万元の価格で係争手稿を入札したが、その後落札者は支払わなかったため、競売は成立しなかった。係争手稿の原稿は依然張暉に保管されるようになった。オークション終了後、經典拍賣社は2017年6月にそれを削除するまで、インターネットで係争手稿の展示を続けた。瀋韋寧、瀋丹燕、瀋邁衡は茅盾氏の合法的な相続人であり、張暉と經典拍賣社の上記行為は係争手稿の著作権を侵害したと考え、法院に訴訟を提起した。第一審法院は、經典拍賣社は係争手稿の情報ネットワーク伝播権を侵害する行為をやめ、瀋韋寧、瀋丹燕、瀋邁衡に対し10万元の経済損失を賠償すると判決した。瀋韋寧、瀋丹燕、瀋邁衡は第一審判決に対し不服があり、控訴を提起した。第二審法院は、「係争手稿は文字作品でも美術作品でもあり、張暉は係争手稿の合法的な所有者であり、オークションの形で自ら保有する合法的な財産を処分すると選択する権利があり、張暉の行為は係争手稿の著作権を侵害しなかった。經典拍賣社は係争手稿の美術作品公表権、複製権及び情報ネットワーク伝播権を侵害したため、侵害停止、謝罪及び損失賠償の権利侵害責任を負わなければならない」と判断した。第二審法院は、これに基づき、經典拍賣社は瀋韋寧、瀋丹燕、瀋邁衡に対し公開的に謝り、10万元の経済損失を賠償すると判決した。

【典型的意義】本案件は、競売活動における著作権法、物権法、競売法の3つの法律のクロス適用地帯の関連主体の権利、義務関係に関連する。判決は、物権者と著作権者の合法的な権益を平衡させ、出品者の知的財産保護、注意義務を明確にした。判決では、「美術作品の著作権と物権が分離されている場合、原本所有者が法に従って処分権、収益権、展覽権を行使する行為は、全て法律に保護されるもので、著作権者は関与の権利を有しないが、美術作品原本の所有者による物権行使は当該作品の著作権者の合法的な権利を害しないことを前提とする。オークション会社は物権者の委託を受ける出品者として、物権の保護、注意義務を負う他、合理的な著作権保護・注意義務も負い、適正で、職責を尽くしてオークション活動を実施し、著作権者の権益を慎重に回避しなければならない」と指摘した。判決では異なる主体の権利の境界を明確にし、物権者と著作権者の合法的な権益に対するバランスの取れた保護という司法精神を體現するとともに、職責を尽くす出品者の合理的な基準に準じてオークション会社の注意義務を確定し、保護厳格化の司法傾向を充分に體現した。

## 7. 「路虎（ランドローバー）」商標権侵害紛争案件

捷豹路虎（ジャガーランドローバー）有限公司 vs 広州市奮力食品有限公司、万明政の商標権侵害紛争案件〔広東省高級人民法院（2017）粵民終 633 号民事判決書〕

【案件摘要】路虎社の関連会社は前後して1996年、2004年と2005年に、中国国内で第808460号「LANDROVER」商標、第3514202号「路虎」商標、第4309460号「LANDROVER」商標を出願・登録した。上記商標の指定商品は全て第12類「陸地機動車両」等の商品であり、高い知名度がある。その後、上記商標は路虎社に譲渡された。広州市奮力食品有限



公司（以下、「奮力社」という）はネットワーク、店舗でその「路虎ビタミン飲料」を宣伝、販売した。関連製品、包装ボックス及びホームページでの宣伝に使用した被告標識は「路虎」、「LANDROVER」、「Landrover 路虎」及び上下に並べた「路虎 LandRover」を含む。奮力社は2010年に、第30類「非医用栄養液」と第32類「ノンアルコール飲料」等の商品を指定して「路虎 LANDROVER」商標を出願したが、登録を許可されなかった。路虎社は、奮力社の行為が権利侵害を構成するとし、訴訟を提起した。第一審法院は、奮力社に対し権利侵害をやめ、路虎社の経済損失と合理的な権利保護支出として120万元を賠償すると判決した。第二審法院は、路虎社の提出した証拠により、係争商標が中国国内で社会公衆に広く知られ、馳名になっていることを充分証明することができ、被告侵害行為が、路虎社の係争馳名商標の持つ顕著性と良好なれんを希釈し、路虎社の利益を損なったため、制止すべきであると判断し、控訴を棄却し、原判決を維持すると判決した。

【典型的意義】本案件は、区分を超えて馳名商標を保護し、知的財産の保護を強化する典型的な事例である。本案件の裁判は、馳名商標保護案件において従うべき「必要に応じた認定」、「個別認定」等の基本原則を体現した他、その特別なところは、本案件の被告権利侵害標識の他に、奮力社は多くの有名企業や有名人に関わった商標の冒認出願を実施したことにある。その権利侵害行為の主観的悪意は明らかである。本案件の裁判は、賠償金額の確定の節において、120万元の賠償金額に確定した事実と法律根拠の詳細を全面的に記載し、悪意による商標ホーディング行為を制止する司法の態度を表明した。本案件は、馳名商標保護の強化、悪意による商標冒認出願行為の規制、社会公衆の知的財産尊重誘導等の面で、良好な裁判指導とモデル効果を有する。

## 8. 「博Ⅲ優」植物新品種権侵害紛争案件

四川中正科技有限公司 vs 広西チワン族自治区博白県農業科学研究所、王騰金、劉振卓、四川中昇科技種業有限公司の植物新品種権侵害紛争案件〔広西チワン族自治区高級人民法院（2017）桂民終95号民事判決書〕

【案件摘要】博Ⅲ優273は植物新品種権を取得した。品種権の共有者は広西チワン族自治区博白県農業科学研究所（以下、「博白農科所」という）、王騰金、劉振卓である。博ⅢAも植物新品種権を取得しており、博Ⅲ優9678、博Ⅲ優273の親である。博ⅢA植物新品種の品種権者は博白農科所である。2003年11月2日、博白農科所は四川中昇科技種業有限公司（以下、「中昇社」という）と「品種使用権譲渡契約書」（即ち2003年契約）を締結し、独占使用、開発目的で「博Ⅱ優815」、「博Ⅲ優273」の使用権を中昇社に譲渡した。2007年11月16日、中昇社と博白農科所が締結した「契約書」（即ち2007年契約）で、博白農科所は博Ⅲ優9678、博Ⅱ優815の品種使用権を独占使用、開発目的で中昇社に譲渡し（博Ⅱ優815は広東地域に限る）、中昇社は博Ⅲ優273の使用開発権を享有し続け、博白農科所は博Ⅲ優9678、博Ⅱ優815（広東地域に限る）の品種権を第三者に譲渡したり、ライセンスしたりしてはならず、さもなければ中昇社の関連損失を賠償しなければならないと規定した。本契約が締結され、発効した後、2003年契約は廃止された。2008年1月7日、博白農科所は博Ⅲ優9678、博Ⅲ優273の生産、経営を中昇社にライセンスした。博ⅢAは博Ⅲ優9678、博Ⅲ優273への組み合わせのみに用いられ、その他の商業用途に使用してはならない。ライセンス期間は2008年1月7日から2012年12月31日までである。四

川中正科技有限公司（以下、「中正社」という）は中昇社のライセンス及び「2007年契約」の規定に基づき、博Ⅲ優 9678、博Ⅱ優 815 及び博Ⅲ優 273 等の品種を経営した。2011年11月2日、中昇社は中正社、博白農科所にそれぞれ書簡を送り、「2011年11月2日より、中正社への博Ⅲ優 9678、博Ⅲ優 273 及び博Ⅱ優 815（市場から撤退済み）の生産、経営に係るライセンスを中止し、関連品種の生産、経営権は中昇社が独占的に所有する。中昇社は博Ⅲ優 273 の開発権を享有し、博白農科所は中正社に博Ⅲ優 9678、博Ⅲ優 273 及び博Ⅱ優 815 の不育系、回復系統を引き続き提供してはならない」という旨を伝えた。博白農科所、王騰金、劉振卓、中昇社は、中正社が2011年11月2日以降も他人に博Ⅲ優 9678、博Ⅲ優 273 の種子の生産を依頼した行為は権利侵害を構成したと主張し、法院に訴訟を提起した。第一審法院は、中正社の行為が係争植物新品種権を侵害したと判断し、中正社が侵害行為をやめ、影響を除去するとともに、経済賠償として180万円を賠償すると判決した。第二審法院は、「博ⅢA、博Ⅲ優 273 という2つの植物新品種は規定に従って年金を納付しなかったため、2013年11月1日に終了と公告され、2014年12月4日に権利を回復されたが、2015年11月1日にまた規定に従って年金を納付しなかったため、終了と公告された。第一審判決における博ⅢA、博Ⅲ優 273 という2つの植物新品種は依然有効であるという認定は、本案件の事実と一致せず、中正社の関連控訴理由は成立する。賠償金額の確定については、下記の要素を総合的に考慮しなければならない。各当事者とも認める1ムー当たりの生産量、販売価格及び中正社の認める生産面積。中昇社が突然ライセンスを中止したことで、中正社に与えた避けられない損失。権利侵害の継続期間。係争植物新品種実施許諾料の金額及び実施許諾の種類、期間、範囲等の詳しい情報。」と判断した。これに基づき、第二審法院は斟酌の上、中正社は博白農科所、王騰金、劉振卓、中昇社に対し40万円の経済損失を賠償すると判決した。

【典型的意義】本案件は植物新品種権保護に関連する典型的事例である。植物新品種権侵害行為は司法実務において、品種権者の許諾を得ず、商業目的でライセンス品種の繁殖材料を生産、販売する、または品種権者の許諾を得ず、商業目的でライセンス品種の繁殖材料を別種類の繁殖材料の生産に重複して使用するという2パターンに分けられる。本案件は同時に上記の2種類の侵害行為の判定に関わり、法律適応の面で典型性を有する。また、植物新品種権は保護期間内で間欠的に終了状態になる可能性がある。これは、その他のタイプの知的財産権侵害訴訟が持たない特殊性である。本案件の裁判は、植物新品種権保護における特殊要素を十分に考慮し、侵害行為及び賠償金額を正確に認定し、類似案件の裁判にとって規則上の指導的意義がある。

## 9. 「反射材料」営業秘密紛争案件

鶴壁市反光材料有限公司 vs 宋俊超、鶴壁睿明特科技有限公司、李建発の営業秘密侵害紛争案件〔河南省高級人民法院（2016）豫民終347号民事判決書〕

【案件摘要】宋俊超は2006年より鶴壁市反光材料有限公司（以下、「反光材料社」という）のセールスマンとして、主に一部の省での販売及び顧客開拓を担当した。反光材料社は宋俊超と前後して2部の雇用契約書を締結し、機密保持条項及び競業禁止条項を取り決めた。反光材料社はその経営情報について機密保持制度を制定しており、顧客及び見込み顧客情報に対し必要な機密保持措置を取るとともに、宋俊超及びその他のセールスマンに

機密保持費用を支払った。鶴壁市睿欣商貿有限公司（以下、「睿欣社」という、即ち鶴壁睿明特科技有限公司の前身）は2011年6月22日に設立された。その事業範囲は鋼材、建築材料、金物類や配電機材、塗装板、反射手すり等である。睿欣社の事業継続中に、宋俊超は宋翔の名義で睿欣社の工商登記手続き関連の仕事に参加した。睿欣社と銀行との取引帳簿によると、2011年8月1日から2015年7月31日にかけて、睿欣社と反光材料社の複数取引の相手先が重なり、宋俊超は個人名義で睿欣社の口座からお金を複数回引き出した。反光材料社は営業秘密侵害として、宋俊超を相手取って法院に訴訟を提起した。第一審法院は、宋俊超、睿欣社が反光材料社の営業秘密に対する共同侵害を構成すると認定した。第二審法院は、「反光材料社が提供した取引記録及び顧客との取引伝票によると、中の『品種』、『仕様』、『数量』は顧客の独特なニーズを説明することができ、「取引日」は顧客の注文法則を反映することができ、「単価」は顧客の価格許容能力と取引価格の最低線を説明することができ、『備考』は顧客の特殊情報を反映している。これらの内容は反光材料社の経営情報秘密を構成した。上記の経営情報の関わる顧客は既に反光材料社と安定的な供給ルートを形成し、良好な取引関係を維持しており、生産経営の中で実用性があり、反光材料社に経済利益や競争優位性をもたらすことができる。反光材料社は上記の経営情報に関する具体的な機密保持制度を制定し、顧客及び見込み顧客情報に対し必要な機密保持措置を取り、宋俊超と機密保持条項、競業禁止条項を明確に約束し、宋俊超及び他のセールスマンに対応の機密保持費用を支払ったため、反光材料社は上記経営情報のために合理的な機密保持措置を取ったと証明することができる。従って、反光材料社が作成した顧客リストが営業秘密を構成すると認定することができる。宋俊超は反光材料社に対し、業務関連の経営情報に対し機密保持義務等の忠実義務を負う。宋俊超は会社の関連管理規定及び顧客リストの非公開性と商業価値を知りながら、密かに反光材料社の顧客と取引を行い、睿欣社と頻繁にやり取りを行い、反光材料社の経営情報を開示、使用し、または他人に使用させる行為を構成し、反光材料社の営業秘密を侵害した。睿欣社は宋俊超が把握した反光材料社の保有する営業秘密を不正に獲得、使用した。宋俊超、睿欣社は反光材料社の営業秘密に対する共同侵害を構成した。睿欣社は睿明特社に変更したため、侵害責任は睿明特社が負うものとする」と判定した。

【典型的意義】本案件は営業秘密保護に関連する典型的な事例である。営業秘密案件は証拠の複雑性、隠蔽性のせいで、審理が困難であることが多い。特に、社員の離職等による営業秘密保護問題は従来から司法実務における難点である。本案件判決は、営業秘密案件における「公衆に知られていない」、「機密保持措置」、「商業価値」及び賠償責任の確定等の重要な法律問題について、案事情に応じて、緻密で、全面的に解釈し、類似案件の審理にとって強い規則上の指導的意義がある。また、本案件では、社員離職後の機密保持義務も重点的に強調し、誠実信用の価値観を提唱した。

## 10. 「易查網」著作権侵害罪案件

北京易查無限信息技術有限公司、于東による著作権侵害罪案件〔上海浦東新区人民法院（2015）浦刑（知）初字第12号刑事判決書〕

【案件摘要】被告北京易查無限信息技術有限公司（以下、「易查社」という）は「易查網」の経営者である。同社の法定代表者及び技術責任者である于東はタブレット版小説製

品を開発するプランを提案したため、易查網はWEB小説のホームページをWAPページに変換し、モバイルユーザーに提供した。公安機関は易查社のサーバーのハードディスクを押収し、鑑定者はこれで構内ネットワーク環境下の「易查網」を構築したところ、小説を検索、閲読、ダウンロードできることがわかった。鑑定者はハードディスクからダウンロードした798タイトルの小説を玄霆社が著作権を享有する同名小説と対比した結果、内容が同じであるバイト数が全バイト数の70%を占めたのは588タイトルもあったと確定した。被告及びその弁護人は、「易查網」の開発構想は、コンテンツサービスではなく、検索及びコード変換サービスを提供することであり、即ちユーザーが検索し、閲読をクリックする時、元のホームページに対しコード変換を実施した後、一時的にハードディスクに複製し、キャッシュを形成してユーザーの閲読に供し、ユーザーが現在のページを離れる時に自動的にそのキャッシュを削除すると主張したが、鑑定で確認された事実により、「易查網」がいわゆる「一時的に複製した」内容を「コード変換」を請求したユーザーに伝送した後、直ちに関連内容をサーバーのハードディスクから自動的に削除しておらず、「複製」された小説内容は依然他のユーザーに再利用されることができ、上記行為はコード変換技術の必須過程を超えたことは明らかである。これにより、「易查網」が直接ネットユーザーに係争文字作品を提供したと認定することができる。易查社は著作権者の許諾を得ず、「易查網」を通して他人が著作権を享有する文字作品を500部余り伝播し、情状は深刻で、著作権侵害罪を構成した。于東も易查社の直接責任者として、著作権侵害罪の刑事責任を負わなければならない。本案件において、易查社及び于東は、自首及び賠償により被害者の理解を得る等の酌量減輕情状があったため、法院は本案件の犯罪情状、結果を総合的に考慮した上、法に従って易查社に対し罰金、于東に対し執行猶予及び罰金を言い渡した。判決後、易查社も于東も控訴を提起しなかった。

**【典型的意義】**コード変換技術は、モバイル読書の普及に伴って生まれた技術である。本案件はモバイル読書サイトが不正にコード変換技術を使用して著作権侵害罪を構成した案件である。判決は「コード変換」技術の実施特徴及び必要な限度を詳しく解釈し、情報ネットワーク伝播行為の本質という視点から、「コード変換」行為の犯罪と非犯罪の境界線を明らかにした。本案件は、技術が飛躍的に発展する時代を背景に、知的財産司法保護が技術中立を堅持すると同時に、如何にして技術事実に基づき、関連技術が法律範囲を超えて他人の合法的権利を侵害したかどうかを判断するかの基準を効果的に示した。技術を隠れ蓑にした、侵害情状が深刻で、知的財産犯罪の構成要件に適合する行為に対して、法に従って刑事処罰を与えなければならない。本案件の裁判結果は、人民法院が科学進歩に伴う侵害犯罪行為を処理する司法知恵と司法能力を充分体现し、法に従って知的財産侵害犯罪行為を取り締まる行動と決意を示した。

出所：

2018年4月19日付け中華人民共和国最高人民法院ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所  
で日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-91312.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。